

議案第 5 2 号

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 8 月 3 0 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

記

1 債権の名称

市民病院診療費一部負担金

2 債 務 者

大阪府豊中市

3 債 権 金 額

1, 4 4 2, 1 2 6 円

4 放棄の理由

破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 2 5 3 条第 1 項の規定により債務者が市民病院診療費一部負担金（入院費）につきその責任を免れたため。